

## 4—5 信州創生推進資金（事業展開向け）

### (1) 貸付対象者

ア 次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する「新しい技術・製品・サービス等の研究開発・事業展開を行おうとする者」

(ア) 中小企業等経営強化法（以下「経営強化法」という。）第14条第1項の規定による承認を受けた経営革新計画に従って経営革新のための事業を行おうとする者

(イ) 経営強化法第17条第1項の規定による認定を受けた経営力向上計画に従って経営力向上のための事業を行おうとする者

(ウ) 新たな研究開発、事業展開による技術・製品・サービス等が、機能、用途、性能等（サービス等にあっては、内容、手段、効率性等）において、従来にない特徴を有し、当該事業の属する業界又は財・サービスを供給する市場等における新しい活動を誘引する等先導的な役割を果たすと見込まれるもの

イ 次の(ア)～(エ)の全てに該当する「事業転換又は新分野進出により経営の多角化を図ろうとする者」

(ア) 現在の事業と日本標準産業分類の細分類（4ケタ分類）において、異なる分類に属すること。ただし、同一の分類に属する場合は、商品の機能、性能及びサービス等の大幅な改善を行い市場の多角化等を行う場合に限るものであること。

(イ) 新たな事業分野は進出後の全事業活動のおおむね20%以上を占めるものであること。（事業活動の割合の算定は、生産額、取引額又は付加価値額による。）

(ウ) 新たな事業分野は将来の発展が確実に見込め、また、当該事業分野の経営ノウハウ等を十分保有できると見込めるものであること。

(エ) 下請事業者にあっては、親事業者からの単なる発注品目の変更によるものでないこと。

ウ 中小企業新事業進出補助金の交付決定を受けて、設備導入等を行おうとする者

### (2) 貸付条件

貸付限度額	設備資金 1億5,000万円 運転資金 3,000万円
貸付利率	年1.4%
貸付期間 ※1	設備資金 10年以内（うち据置1年以内） うち土地・建物等 15年以内（うち据置1年以内） 運転資金 7年以内（うち据置1年以内）
担保	必要に応じて徴する
保証人	必要となる場合がある。ただし、原則として法人代表者以外不要
返済方法	元金均等による月賦返済

※1 貸付期間は1年超とすること

### (3) 申込書類

<b>ア 共通提出書類</b>
① 融資あっせん申込書（様式第1号） ② 事業計画書（様式第22号～第22号の2のうち該当するもの） ※ 下記⑦～⑨のいずれかを提出する者で、経営革新計画又は経営力向上計画の承認申請書の写し、若しくは中小企業新事業進出補助金の事業計画書をもって事業内容が確認できる場合は、②は不要 ③ 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの（決算後6か月以上が経過している場合は、直近の試算表又は売上の推移が確認できる書類も必要） ④ 長野県県税のすべて及び市町村の定める税目に係る納税証明書（未納のないことを示す証明書） ⑤ 許可証等の写し（許可等を有する業種に限る。許可証等は、許可等の種類ごとに、代表的な事業所分をつけること。特定の店舗に係る資金使途の場合は、当該店舗分の写しも必要となる） ⑥ 金融機関、保証協会等、市町村又は県が必要とする書類
<b>イ 前記(1)貸付対象者 ア(ア)（経営革新計画）の場合</b>
⑦ 経営革新計画に係る承認申請書及び承認書の写し
<b>ウ 前記(1)貸付対象者 ア(イ)（経営力向上計画）の場合</b>
⑧ 経営力向上計画に係る認定申請書及び認定書の写し
<b>エ 前記(1)貸付対象者 ウの場合</b>
⑨ 補助金交付決定通知の写し、及び補助金申請時に添付した事業計画書の写し
<b>オ 設備資金の場合</b>
⑩ 設計設備計画図及び見積書並びにカタログ等（写し可） ⑪ 建築確認済証の写し（建築確認が必要な工事を行う場合に限る） ⑫ 不動産売買契約書案等（不動産を対象とする場合に限る） ⑬ 事業所以外の場所に設置する設備にあっては、設置場所の略図
<b>カ 提出部数</b>
4部（なお、③、④は市町村及び県あて2部。⑥は各機関の定めるところによる）

※ 保証協会等に対して、この他に提出が必要な書類は別表のとおり

### (4) 融資手続き

「融資手続き（あっせん経路）一覧」の（2）に該当。

### (5) その他のポイント

ア 前記(1)貸付対象者 ア(ア)、(イ)に該当する者にあつては、県外において1年以上継続して同一事業を営んでおり、その経営の実態が良好であり、かつ、当該事業の進展が商工施策の上からも期待される場合は、県内における営業期間が1年未満の者であっても貸付けの対象とする。

イ 前記(1)貸付対象者 ア(ア)、(イ)に該当する者にあつては、各計画の実施期間（実施時期）内に貸付実行がされること。また、計画に記載のある資金の申込に限る。

ウ 前記(1)貸付対象者 イ(イ)の付加価値額の計算方法は「付加価値額＝人件費＋減価償却費＋営業損益」とする。